

奈良県選挙管理委員会告示第八十五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、奈良県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので告示する。

令和五年二月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

奈良県知事選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数

テレビジョン放送	基幹放送事業者名	回数
	奈良テレビ放送株式会社	三
ラジオ放送	基幹放送事業者名	回数
	大阪放送株式会社	一